

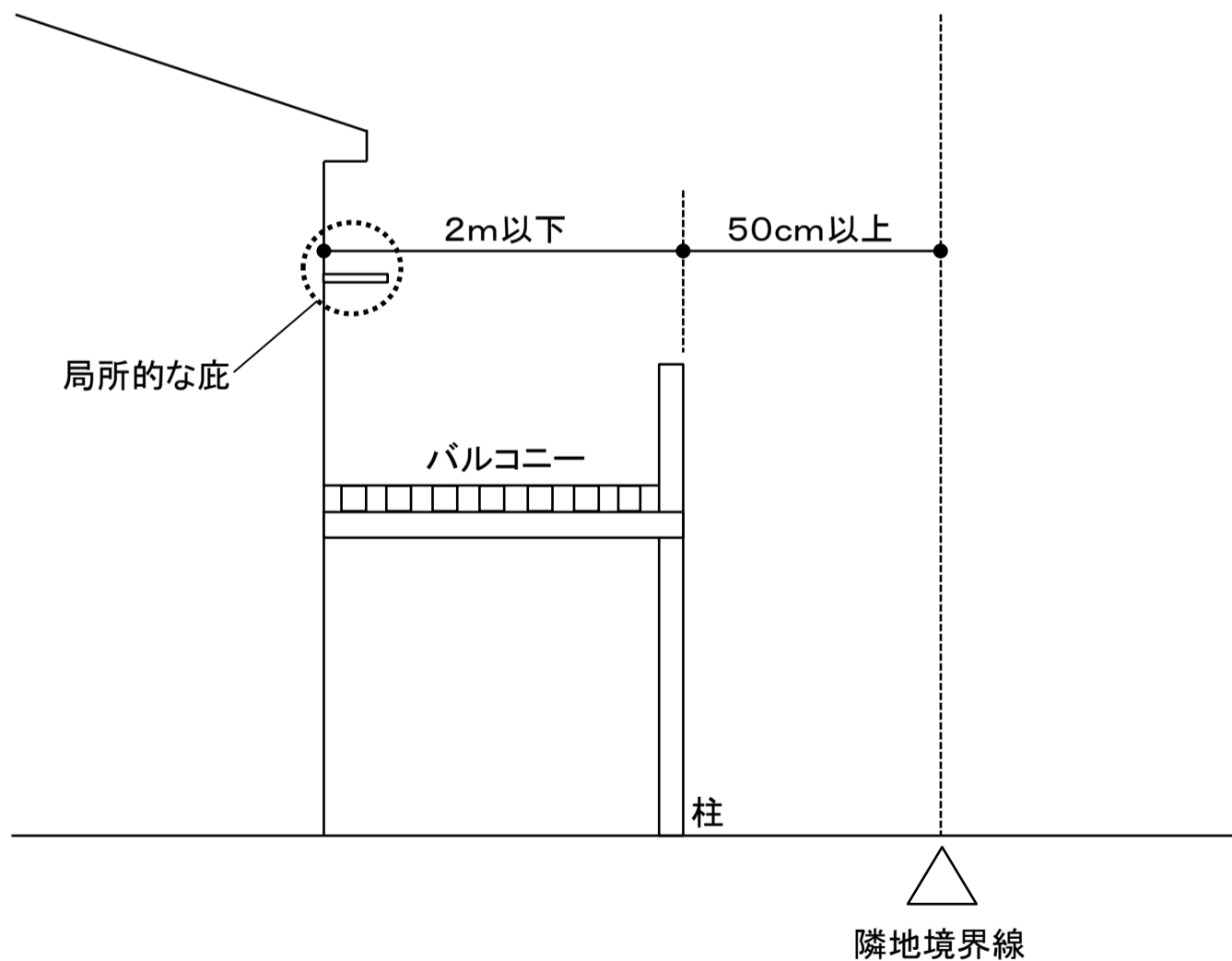
グレーチング・すのこ状バルコニーの 建築面積の取扱い

関係法令

令第2条第1項第2号

以下の条件を満たすグレーチング・すのこ状のバルコニーは建築面積に算入しない。
(1つでも条件に満たない場合は、令第2条第1項第2号に準ずる。)

1. 床は十分開放性のあるグレーチング・すのこ状であること。
2. 建築物の外壁面等からの出幅が最も大きいところが有効で2m以下であること。
3. 隣地境界線からバルコニーの先端までの有効離れ寸法が50cm以上であること。
4. バルコニーの周囲が袖壁等で囲まれていないこと。(一般的な立ち上がりの手すりで縦棧のもの(ピッチ10cm程度)は可)
5. バルコニーは1層のみであること。(雨がかりを防ぐ程度の局所的な庇は可)
6. バルコニーがはね出していない場合、バルコニー下部が柱のみで支えられ、簡易的なものであること。
7. バルコニー下部に、駐車場、ごみ置場等の用途が発生しないこと。



※これらの取扱いは、品川区において建築確認を受け付ける場合の取扱いです。
指定確認検査機関に建築確認を申請する場合は、申請先の機関にご確認下さい。